

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針

〔平成 15 年 3 月 14 日〕
〔横浜市告示 第 95 号〕

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 143 条の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を次のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 事業者が事業活動を行うに当たり実施すべき事項

事業者は、事業活動を行うに当たり、条例第 142 条第 3 項の規定により、次に掲げる事項を実施するものとする。

1 事業所における温室効果ガスの排出の抑制

(1) 燃焼の合理化

ア 燃焼を行う設備には、負荷状態に応じた最適な燃料供給量及び空気量の調整ができるバーナー等の燃焼設備、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できる通風設備等、熱効率を高める機能を備えた設備を採用すること。

イ 最適な空気比の設定による燃焼を行うこと。

ウ 燃焼を行う設備について燃料等の供給量の把握、燃焼状態の把握及び燃焼設備の点検等を定期的に行い、必要な設備の改善を行うこと。

(2) 熱損失の防止

ア ボイラー等の伝熱面その他の伝熱に係る部分は、定期的にはいじんその他の付着物を除去し、伝熱性能の低下を防止すること。

イ 熱媒体等の配管その他の設備及び加熱等を行う設備（以下「熱利用設備」という。）は、適切な断熱材を用いて断熱化の措置を講ずること。また、断熱化の措置を講じた部分は、放散による熱の損失を防止するよう定期的に保守及び点検を行うこと。

ウ 熱利用設備は、熱媒体の漏えいを防止するよう定期的に保守及び点検を行うこと。

(3) 廃熱の回収

ア 燃焼廃熱の回収利用を行うこと。

イ 廃熱の回収利用のための熱交換器、廃熱ボイラー等は、定期的に伝熱面等の汚れの除去、熱媒体の漏えい部分の補修等を行い、廃熱回収及び廃熱利用の効率を維持すること。

ウ 低公害型コージェネレーションシステム（熱電併給システム）を採用すること。

(4) 設備の合理的使用等

ア 設備導入に当たっては、事業所の施設の配置、熱利用目的、利用時間等を総合的に勘案し、最も効率的な熱利用システムとすること。

イ 事業所全体のエネルギー使用状況の的確な把握を行い、効率的なエネルギーの活用を行うこと。

ウ 製造装置や照明器具等は最新の省エネルギー型機器を採用すること。

(5) 温室効果ガスの排出量の少ない燃料等の使用

燃料には、液化天然ガス、都市ガス、液化石油ガスその他の温室効果ガスの排出量のより少ない燃料を使用すること。また、熱源には、排水の熱など未利用エネルギーの有効利用に努めること。

(6) 新エネルギーの利用

太陽光発電、太陽熱利用その他の新エネルギーの導入に努めること。

(7) 緑化の推進

二酸化炭素を吸収し、固定する植物の育成及び緑化を進めること。

(8) ハイドロフルオロカーボン等の排出抑制

ア 地球温暖化係数の低い物質又は温室効果ガスに該当しない物質への転換を図るとともに、温室効果ガスに該当しない物質の開発に努めること。

イ ハイドロフルオロカーボン等の容器への充てん時及び製品への封入時の漏えいを防止すること。

ウ 半導体素子等の製造過程におけるハイドロフルオロカーボン等の効率的な利用を行うこと。

(9) その他

電気の使用の合理化、電気の損失の防止等、温室効果ガスの排出の抑制に効果のある取組を行うこと。

第2 地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画書の作成等に当たり実施すべき事項

地球温暖化対策事業者は、条例第144条に規定する地球温暖化対策計画書の作成等を実施するに当たり、次に掲げる事項を実施するものとする。

1 地球温暖化対策計画の作成

(1) 地球温暖化対策計画に記載する事項

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の作成に当たり、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 地球温暖化対策事業者の概要等

- (ア) 地球温暖化対策事業者の氏名及び住所
- (イ) 事業所の概要（名称、所在地、業種、規模等）
- (ウ) 担当部署連絡先
- (エ) 地球温暖化を防止する対策の推進に関する方針及び推進体制

イ 地球温暖化対策計画の計画期間

ウ 温室効果ガスの排出の状況

エ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

カ 地球温暖化対策計画の公表の方法

キ その他地球温暖化を防止する対策に関する事項

(2) 地球温暖化を防止する対策の推進に関する方針及び推進体制

ア 地球温暖化を防止する対策の推進に関する方針

地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制その他の地球温暖化を防止する対策を行うに当たり、地球温暖化を防止する対策の推進に関する方針を定めるものとする。

イ 地球温暖化を防止する対策の推進体制

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防止する対策の推進に努めるため、取組内容ごとの推進責任者及び部署ごとの推進員を設置するなど、地球温暖化を防止する対策の実施に当たっての推進体制を整備するものとする。

(3) 温室効果ガスの排出の状況の把握

地球温暖化対策事業者は、温室効果ガスの種類ごと、温室効果ガスが排出される活動ごとに、計画期間の初年度の前年度（以下「基準年度」という。）における温室効果ガスの排出の量を算定するものとする。

また、温室効果ガスの排出の量の算定に当たっては、温室効果ガスの排出の量の実測等に基づき、当該温室効果ガスの排出の程度を示すものとして適切な方法で算定し、その根拠資料を地球温暖化対策計画に添付するものとする。

(4) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定

地球温暖化対策事業者は、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標を次の点に留意して設定するものとする。

ア (3) により算定した温室効果ガスの排出の量、(5) により選定した温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の内容、当該措置を実施した場合の抑制効果等を考慮し、実現可能な目標を設定すること。

イ 目標は、温室効果ガスの排出の量又は原単位（事業所の床面積、製品の出荷量その他の事業活動の特性を的確に示すものとして地球温暖化対策事業者が選択する指標に係る単位量。）当たりの温室効果ガスの排出の量について設定するものとする。

ウ 目標は、基準年度における温室効果ガスの排出の量等に対する計画期間の最終年度における数量的なものとする。また、長期的目標を設定して、当該長期的目標を達成するための目標とするよう努めるものとする。

(5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の選定

地球温暖化対策事業者は、温室効果ガスの排出を抑制するために温室効果ガスの排出の状況、温

室効果ガスの排出の抑制に係る措置の現状、法令等の基準等を踏まえ、効果的かつ実現可能な措置の内容を検討し、個別具体的に措置の内容を定めるものとする。また、当該措置に係る数量的な目標を設定するよう努めるものとする。

(6) その他地球温暖化を防止する対策に関する事項

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防止する対策として、この指針の第1に掲げる事項に関する活動のほかに、他人から供給された水の使用、公共下水道への排水、他人への委託により行う廃棄物の焼却その他の温室効果ガスを発生させる活動について、当該活動に伴い発生する温室効果ガスの排出の抑制に関する事項を地球温暖化対策計画の内容とすることができる。

2 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の確認

(1) 計画期間中の確認

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間中は、年度ごとに、温室効果ガスの排出の状況、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施の状況を把握し、地球温暖化を防止する対策の実施の状況についての点検及び評価を行い、当該地球温暖化対策計画に定めた温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成が可能となるよう、必要に応じ、措置の内容の見直しを行うものとする。

(2) 計画期間終了時の確認

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間が終了したときは、計画期間の最終年度における温室効果ガスの排出の量を算定し、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の結果をまとめ、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況について確認を行うとともに、目標の達成又は未達成の要因を明らかにするものとする。

なお、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況の評価を行う際は、基準年度における排出係数を使用して、最終年度の温室効果ガスの排出の量を算定するものとする。

(3) 地球温暖化を防止する対策の実施の状況として報告する事項

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に当たり、次のアからオまで、ク及びケに掲げる事項を記載するものとする。ただし、計画期間の最終年度に係る報告については、次に掲げるすべての事項を記載するものとする。

ア 地球温暖化対策事業者の概要等

(ア) 地球温暖化対策事業者の氏名及び住所

(イ) 事業所の概要（名称、所在地等）

(ウ) 担当部署連絡先

イ 地球温暖化を防止する対策の実施年度

ウ 地球温暖化対策計画の計画期間

エ 温室効果ガスの排出の状況

オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施の状況

カ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況

キ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の達成状況

ク 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の公表の方法

ケ その他地球温暖化を防止する対策の実施に関する事項

3 地球温暖化対策計画等の公表

(1) 地球温暖化対策計画の公表事項

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画について、次に掲げる事項を公表するものとする。

ア 地球温暖化対策事業者の概要

イ 地球温暖化対策計画の計画期間

ウ 温室効果ガスの排出の状況

エ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(2) 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の公表事項

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化を防止する対策の実施の状況について、次のアからオまでに掲げる事項を公表するものとする。ただし、計画期間の最終年度に係る実施の状況については、次に掲げるすべての事項を公表するものとする。

- ア 地球温暖化対策事業者の概要
- イ 地球温暖化を防止する対策の実施年度
- ウ 地球温暖化対策計画の計画期間
- エ 温室効果ガスの排出の状況
- オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施の状況
- カ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
- キ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の達成状況